

潜水装置規則

規則

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 10 月 15 日 規則 第 79 号

2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2010 年 7 月 27 日 理事会 承認

2010 年 9 月 13 日 国土交通大臣 認可

2010 年 10 月 15 日 規則第 79 号
潜水装置規則の一部を改正する規則

「潜水装置規則」の一部を次のように改正する。

2 章 潜水装置の検査

2.1 一般

2.1.4 検査の準備等

-5.として次の 1 項を加える。

-5. 船舶に搭載された艀装品，機器，部品等を交換する場合には，当該艀装品等が建造時において適用された要件に適合したものと交換しなければならない。本会が新たに規定する場合又は特に必要と認める場合については，交換時に有効な要件に適合したものと交換することを指示することがある。いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであつてはならない。

附 則

1. この規則は，2010 年 10 月 15 日から施行する。